
19 章(2) 個人情報の保護を穏やかにしないと、災害時の弱者は救えない (朝日新聞特別報道部、プロメテウスの罫4、学研パブリッシング、東京、2013、p. 32-51)
2015 年 1 月 30 日、災害医学抄読会 <http://plaza.umin.ac.jp/~GHDNet/circle/>

2011 年 3 月 11 日、皆の記憶にも新しい、震災が起きた日である。多くの人々が避難し、また仮設住宅などに住むことを余儀なくされたが、多くの障害者や要介護のお年寄りなどは避難できずに居残っていた。多くの介護者側が避難する中で、市社会福祉協議会の高野和子氏は 40 人のヘルパーのうちたった 1 人被災地に居残った。人手不足のために、原町区だけで 700 人もいる在宅介護者に加え、新たな介護要請の電話が鳴り止まない中、依頼を断らざるを得なくなり、苦しい状況が続いた。仲間のヘルパーを呼び戻し、数人で獅子奮迅の働きを見せていた。介護をしながら安否の確認をし、食事から医療的なことまでなんでも世話をしていた。そこで大きな壁となったのが個人情報の問題である。

どこに誰がいて、誰は避難して誰が残っているのか、全くわからず、個人情報保護も名目のもと、市からの情報提供は皆無であった。高野さんの「個人情報保護など、この災害の緊急時に言ってもらえない、命にかかわる問題でもある、忙しいからと、うやむやにされてよいものではない」という言葉が胸に突き刺さった。市の健康福祉部長の西浦氏は状況を理解し、障害者の個人情報を見せてくれた。周りからは条例違反だと強く批判されたが、住民の命のためにどんな処分も受け入れる強い覚悟があった。そして、福祉施設の職員が市長の桜井氏に直訴し、最終的には 5 月 26 日に申立書が決裁され、正式に手帳情報は開示された。桜井氏は「市民の安否確認をできる態勢を作ることは行政として必要であり、強力を得られる団体には率先して情報を開示すべきだ」として情報開示に理解を示した。またボランティアを募り、残された障害者探しに紛争した。行政ができないことを自分たちでやるという強い意志のもとで皆が紛争した。その結果、安否不明の障害者は 1139 人から 2012 年 1 月の段階で 23 人にまで減り、対象者の安否はだいたい把握できるものとなった。在宅が確認できると、市職員が食料などを届けたり、様々な行政サービスが再開できるようになった。

そこから西浦氏は、「他の自治体でも情報開示を進めてもらいたい、個人情報を穏やかにしないと人が救えない、これをとにかく訴えたい」と、各血で講演を行い始めた。そこでは避難も覚悟の上で、すべての事実を、ありていのまま伝えた。会議には、各種福祉団体や学識経験者、首長などさまざまな人が参加した。

南相馬市の断行した個人情報開示は、ボランティアを通じ、他の自治体にも広がり始めた。沖縄県の宮古島市でも、市在住の下地氏により、市長へと呼びかけが行われ、障

害者の個人情報を開示できるように改善されることとなった。

岩手県の陸前高田市でも災害障害者の安否確認が行われていたが、情報開示がされずに苦勞した。南相馬市の事例をあげ、情報開示の交渉を続けた結果、2012年2月下旬に、市は理解を示し、障害者手帳と療育手帳の情報を開示した。

2012年7月3日、日本弁護士連合会主催で、災害時の個人情報の取り扱いをテーマにシンポジウムが開かれ、そこで南相馬市の福祉NPO代表理事の青田氏がパネリストとして壇上に上がった。ここで青田氏は取り残された障害者を救うために個人情報が開示されたことを報告した。「今後災害が自分たちの自治体でおきたら、何ができるのか。今のうちから考えてほしい」そう訴えた。参加者の70%がアンケートを記入し、青田氏に賛成する意見も見られた一方で、「結論ありきの内容である。災害時こそ詐欺や犯罪が横行する恐れがあり、個人情報の開示には不安である」といった消極的な反応や否定的な意見も目立った現状があった。何か不祥事が起きた時の責任ばかりを気にして、事を起こせない現状が目立った。個人情報保護法では、個人情報の開示をするかどうかは国が関与することではないとし、各自治体に判断を委ねている。

個人の命を前に情報保護などということは愚問であると思うが、現実問題として、大々的に公開することになると、今度は必ずそれを悪用し、自身の利益につなげようとする人が出てくる恐れがあり、その線引きが難しいと考える。各々の自治体で、住民とともにしっかりと判断し、いつ訪れるかわからない災害に備えて、準備すべきであると考えている。